

令和3年8月31日

## 令和3年度 新型コロナウイルス感染予防対策について

東彼杵町立千綿小学校

## 1 基本方針

県内全域に緊急事態宣言が出たことを受け、9月12日までの教育活動を新型コロナウイルス感染症対策の「レベル3」の対応に準じて教育活動を実施する。

- (1) 三密をつくらない
- (2) 健康記録表をもとに朝の健康チェックと5校時始めの健康チェックをする
- (3) 全校集会・異学年交流の自粛、学級単位での教育活動とする。
- (4) 教室のドアやトイレのノブ等の放課後の消毒
- (5) 校舎入室時の手指消毒

## 2 期間

令和3年9月1日(水)～9月10日(金)

※ 感染状況や町・県・国の動向により、延長する場合もある。

## 3 9月の行事について

- (1) 授業参観・学級懇談会 → 中止
- (2) 夏休み作品展 → 9月8日(水)～9月10日(金) 16:00～19:00
- (3) PTA活動 → 中止または、紙面による活動
- (4) 5年宿泊体験学習 → 宿泊をやめ、9月15日(水)の1日のみの活動とする。
- (5) 6年修学旅行 → 11月24日(水)・25日(木)に延期
- (6) 4年見学旅行 → 11月に延期
- (7) その他 → 全校児童が体育館に一堂に集まる行事・集会等は、行わない。

## 4 授業等

- (1) 校舎入室の際、玄関入り口付近で全員手指消毒をすること。
- (2) 9月1日(水)のみ、玄関入り口付近で検温。2日以降は、自宅での検温(「健康観察記録表」提出)
- (3) 教室では、マスク(フェイス・マウスシールド)着用を徹底する。換気(窓の対面が開いている状態)を行う。
- (4) 児童間の机を可能な限り離す。(目安は、人感距離が1m以上)
- (5) ペアワークやグループワーク学習などの対面をできるだけ避ける。
- (6) 家庭科での調理実習は、この期間行わない。
- (7) 体育科の学習について
  - ① 道具類を扱う場合は、授業前後に手洗いの励行。
  - ② 密集の場面を避ける。特に体育館での密集は避ける。
- (8) 音楽科の学習において、歌唱やリコーダー演奏の場合、一人一人の間隔を1～2m取り、人がいる方向に口を向けない。(対面して学習しない)
- (9) 総合的な学習の時間において、ゲストティーチャーによる授業や施設訪問等の学習は、この期間行わない。

## 5 給食指導・配膳

- (1) 各学級に消毒液を配布(学級担任が管理すること)

※ 給食時全員、手洗い・消毒を十分行う。配膳台・児童机も消毒する。

給食当番ではない児童は、自分のものを配膳し、速やかに着席する。

- (2) 食事は間隔を取り、同じ方向で食べる。対面しない。会話も控える。
- (3) 食後の後片付けも、密集状態にならないように工夫する。
- (4) 手洗いは、グループ化し、密集しないよう順番に行う。
- (5) 歯磨き指導は、密にならないよう時間をずらして行うこととする。

## 6 掃除時間

- (1) 短時間で集中して行う。
- (2) トイレ掃除は使い捨てゴム手袋を使用する。
- (3) 掃除後の手洗いを徹底する。

## 7 手洗い

### (1) 実施時間

- ① 登校後すぐ手指消毒 ② 2時間目終了後 ③ 給食前（手指消毒） ④ 掃除後（掃除がない場合は昼休み後） ⑤ その他（外から帰った後は手指消毒）

### (2) 備考

- ① **学校で準備したお茶うがいを10日（金）（未定）まで各学級で行う。（1日にお知らせします。）**
- ② 手洗いは、液体石けんを使って洗う。但し、登校後すぐは手指消毒。
- ③ 事前に手洗いの仕方の指導を各担任が行う。
- ④ タオル・ハンカチ・マスクは、毎日取り替える。人のものを借りたり、服で拭いたりせず、清潔なものを使うようにする。

## 8 その他

- (1) 各家庭で検温し、朝の健康観察で「健康観察記録表」で確認する。
  - ① 熱（目安37度2分以上）ある児童は相談室に誘導し、早退。
  - ② 風邪の症状、息苦しさ、倦怠感、味覚、臭覚異常のある児童は、帰宅させる。
  - ③ 熱のある児童は、相談室で待機させる。※児童の検温表は月末に回収し、1ヶ月間学級保管。
- (2) 検温していない児童は、学級で必ず検温する。
- (3) 家族の健康チェック欄にも記入をお願いする。
- (4) オゾン発生器を児童下校後に作動する。（1週間以上効果があるとのことで、交代で使用する。1→6→2→3→4→5→たんぽぽ→あじさい）
- (5) 図書室に入る前は、手指消毒を行う。

## 9 職員

- (1) 毎朝の検温。熱や体調異常の場合、休んで児童と接触しないようにする。
- (2) 感染対策を行った場合は、週案に記録する。（感染者・濃厚接触者の特定にも活用できる。）
  - ① 担任は、教室のドアや窓、複数の児童が触るものには、毎日放課後に消毒を行う。
  - ② 養護教諭・保健主事は、トイレのドアノブ、水洗ノブ等を毎日放課後消毒する。
- (3) 公私ともに感染の恐れがある行動を控える。